

## 信州型接着重ね梁実証展示事業要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、信州の木で家づくり総合推進事業（信州の木と住まいの総合対策事業）のうち、信州型接着重ね梁実証展示事業の実施にあたって、信州型接着重ね梁の実証展示に対し、予算の範囲内で信州型接着重ね梁を設置し展示普及することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要綱における用語は以下に定める。

(1) 事業実施主体

信州型接着重ね梁（以下「重ね梁」という。）の設置を予定している住宅・建築物（以下「住宅等」という。）の所有者とする。

(2) 事業申請者

事業実施主体が利用する住宅等の施工者（工務店等）・設計者又は発注者（施主）とする。

(3) 事務局

信州型接着重ね梁実証展示事業の事務一切を担う者であり、長野県森林整備加速化・林業再生協議会とする。

### (事業目的及び内容)

第3 重ね梁を県内外で普及させ、更なる利用拡大を目指すため、住宅等の新築及び改築物件のうち、展示効果が高い施設に対し重ね梁の設置を行う。

事業実施主体は、重ね梁の設置及び宣伝、及びモニタリング等を実施する。

### (利用区分・数量等)

第4 信州型接着重ね梁の利用区分は以下に掲げるとおりとする。

(1) 構造上、重要である梁桁としての利用（以下「構造用」という。）」

(2) 化粧梁としての利用（以下「化粧用」という。）

2 前項の区分ごとの規格・数量等は別紙に定める。

### (交付条件)

第5 事業内容については、以下に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 当該工事が確実に履行される見込みがあること。

(2) 重ね梁の設置が令和2年2月10日までに完了すること。

(3) 設置する信州型接着重ね梁等は、できる限り接着面が見える場所へ設置すること。

(4) 工事の施工中及び完成後に信州型接着重ね梁の見学会を1回以上開催できること。

(5) 施行中及び完成後も接着重ね梁のPRを継続して行うこと。

- (6) 完成後、事務局からアンケート等依頼された場合は協力できること。
- (7) 完成後、状況確認等のために事務局の職員が立ち入ることができる施設であること。
- (8) 事業実施主体は、事業により取得した重ね梁について、事業完了後においても注意をもって管理するとともに、交付の目的に反して使用し、販売し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(申請)

第8 事業実施主体は、実証展示事業申請書(様式1号)に下記の書類を添えて事務局に提出するものとする。

- (1) 建築計画概要書(様式第1号の2)
- (2) 重ね梁使用量算出表(様式第1号の3)
- (3) 設計図書(整備しようとする施設の内容がわかる図面)
- (4) 整備しようとする施設の設置箇所がわかる位置図
- (5) その他事務局が特に必要と認める書類

2 事務局は、前項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査の上、予算状況に応じて事業の適否を決定するものとする。

(実績報告)

第11 申請者は、事業が完了したときは実証展示事業完了報告書(様式3号)を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和元年度の事業から適用する。

[別紙]

※規格・数量等

タイプ区分	樹種	寸法 (mm)			数量
		幅	材せい	長さ	
Aタイプ	カラマツ	105~150	240	6,000 以下	
			300		
			360		
			450		
Bタイプ	カラマツ アカマツ スギ ヒノキ	105~150	300	6,000 以下	
			330		
			360		
			390		
Cタイプ	カラマツ スギ	105~150	300	6,000 以下	
			330		
			360		
			390		
			420		
			450		

上限 120,000 円(税抜)分の製品